

パブリックコメント（市民意見公募手続）

結果公表

平成 25 年 4 月 25 日から平成 25 年 5 月 24 日までの間「上越市議会基本条例(改正案)」について、パブリックコメントを実施した結果、次のとおりご意見が寄せられました。いただいたご意見に対する市議会の考え方をまとめましたのでお知らせします。

ご意見をお寄せくださりありがとうございました。

■意見を求めた案件名：上越市議会基本条例（改正案）

結果公表期間	平成 25 年 6 月 14 日（金）～ 平成 25 年 7 月 13 日（土）
結果公表場所	議会事務局、市政情報コーナー（市役所 1 階）、各総合事務所、南出張所、北出張所、高田地区公民館、直江津地区公民館、高田図書館、高田図書館浦川原分館、市民プラザ、教育プラザ、直江津学びの交流館、ユートピアくびき希望館、市ホームページ

■寄せられた意見数 条例（改正案）に対する意見 1 件 1 人

【内訳】

条例（改正案）に対する意見	反映した意見	件
	一部反映した意見	件
	反映しなかった意見	1 件
	既に計画（案）に記述済の意見	件
	合計	1 件

■寄せられた意見数 条例（改正案）以外に対する意見 45 件 2 人

■問合せ先

上越市 議会事務局	電話：025-526-5111（内線 1735）
-----------	--------------------------

※パブリックコメント条例に関するご質問は広報対話課市民対話担当へお問い合わせください。

電話：025-526-5111（内線 1425、1556）